

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [通勤路上災害](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 通勤路上災害

#### 33 通勤路上災害

**Q** 会社から自転車で帰宅する途中、乗用車に接触され転倒し怪我を負ってしまいました。労災として扱われるのでしょうか。

**P  
O  
I  
N  
T**

- 労災保険の適用に当たっては、「業務起因性」、「業務遂行性」の判断によって業務上かどうかの判断が行われます。
- 自宅と会社との往復の通勤の途中の災害についても労災保険法により保険給付を受けることができます。
- 労災保険の給付の手続は、労働基準監督署に対して行います。



**A** 1. 労災補償制度  
 労災災害補償は、労災保険法によって補償を受けることが制度化されています。労災保険は、労働者を使用する全事業を適用事業とすることを基本とし、中小事業主、一人親方などについても特別加入制度を設け、事業主から保険料を徴収して財源としています。そして「業務起因性」および「業務遂行性」という「業務上」の判断基準により、業務上の負傷・死亡、業務上の疾病に対して保険給付を行うものです。この「業務上」の判断をめぐっては、これまで特に過労死や職業病あるいは過労自殺などの認定をめぐって大きく争われてきました。労災補償では、被災労働者・遺族への迅速公平な保護が図られる必要があります。使用者も労災かくしと言われないよう協力することが求められます。

#### 2. 通勤路上災害

通勤路上災害については、労災保険法は業務災害と同様の補償を行うように規定しています。この通勤災害での通勤とは「労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く」とされています（労災保険法7条2項）。

この移動に関しては、従来の「住居と就業の場所との往復」に加えて、平成18年4月から「複数就業者の事業場間の移動」と「単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動」が新たに対象となっています。ご相談のような通勤の際の交通事故はこれに該当します。合理的な経路および方法とは、労働者の住居と就業場所との間を往復する場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路および手段をいいます。

労働者が、この往復の経路を逸脱し、あるいは中断した場合には、当該逸脱または中断の間およびその後の往復は通勤として扱われません。ただし、日用品の購入、病院での診療などのための最小限の逸脱や中断であれば、逸脱・中断の間を除き通勤とされます。また、通常用いている経路・手段に限らず、その合理的な代替経路や手段でもかまわないとされています。

#### 3. 労災保険の給付手続

労災保険の給付の手続は、被災労働者またはその遺族が労働基準監督署長に請求して行います。労働基準監督署長の決定に不服のある者は、各都道府県労働局内の労働者災害補償保険審査官に対し審査請求を行い、さらにその決定に不服のある者は、労働保険審査会に対し再審査請求をすることができます。この審査会の裁決に対しては、行政訴訟が提起できます。

なお、労災保険法上の補償とは別に、使用者に対して安全配慮義務違反を理由として裁判所において損害賠償請求をすることもできます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.